

平成29年度 保育料徴収基準額表(2号・3号認定こども)

区分	2号…子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に規定する就学前子ども 3号…子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する就学前子ども
利用先	保育所、認定こども園

各月初日の利用児童の 属する階層区分		保育料徴収基準額(月額)					
階層 区分	定 義	3号(0.12歳児)		2号(3歳)		2号(4.5歳)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1 階層	生活保護世帯	0		0		0	
第2 階層	市町村民税 非課税世帯	6,000		4,000		4,000	
第3 階層	所得割課税額 48,600円未満	15,000	14,800	12,000	11,800	12,000	11,800
第4 階層	所得割課税額 97,000円未満	23,000	22,600	21,000	20,600	20,000	19,700
第5 階層	所得割課税額 169,000円未満	36,000	35,500	28,000	27,500	25,000	24,600
第6 階層	所得割課税額 301,000円未満	42,000	41,300	31,000	30,500	25,000	24,600
第7 階層	所得割課税額 301,000円以上	43,000	42,300	31,000	30,500	25,000	24,600

◎市町村民税所得割の額とは

地方税法に適用がある住宅所得控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の額です。

◎減免世帯について

第2階層・第3階層・第4階層の一部の方で、次に該当する場合は保育料が減免されます。

- ① 第2階層の一人親世帯で児童扶養手当を受給している世帯・在宅障害者(児)のいる世帯 (全員 0円)
- ② 第2階層の第二子以降は、第1子の年齢に関係なく全員0円
- ③ 一人親世帯で児童扶養手当を受給している世帯・在宅障害者(児)のいる世帯で所得割課税額が77,101円未満の世帯(第1子の年齢に関係なく、第1子6,000円<第3階層2号短時間は5900円)第2子以降免除)
- ④ 二人親世帯で所得割課税額が57,700円未満の世帯(第1子の年齢に関係なく第2子半額)

◎兄弟姉妹で同時期に入所(園)の児童がいる世帯

同一世帯から2人以上の児童が綾川町内施設に入所(園)している場合の保育料は、次の通りとします。

入所(園)児童のうち1子目	基準額表に定める額(月額)
入所(園)児童のうち2子目以降	0円

◎第3子以降子ども保育料免除について

保護者が現に扶養している子が3人以上いる世帯については、3歳未満の第3子以降の子どもの保育料は免除されます。3歳以上の第3子以降の子どもの保育料は第5階層以下世帯は免除、第6階層以上世帯は半額になります。

◎短時間保育認定児童の延長保育料について

短時間保育認定児童が7時30分～8時30分・16時30分～18時30分までのいずれかの時間内で保育を必要とする場合は、家庭状況調査票・就労証明書の内容を調査し延長保育が必要と認めるときは、延長保育の決定をします。

決定された対象児童1人につき、月額200円を徴収します。(第2・第3階層に属する世帯は、0円とします。)